

上尾市財政規律ガイドライン

2014 年 3 月
上尾市企画財政部財政課

目 次

1. ガイドライン策定にあたって	1
(1) ガイドライン策定の目的	
(2) ガイドラインの位置づけ	
2. 本市の現状と課題	1
(1) 人口構造の変化や公共施設等の更新問題への対応	
(2) 財政状況	
3. 今後の財政収支の見通し	2
(1) 中期的な財政収支の見通しの策定	
(2) 財政見通しの活用	
4. 予算編成のルール	3
(1) 歳入の確保	
① 使用料・手数料等の適正化（受益者負担の原則）	
② 事業の拡大・創出における財源確保の原則化	
③ 国・県支出金等の積極的な活用	
④ 実施計画の策定における財源確保の原則化	
⑤ 公正な税負担と自主財源の積極的な確保	
(2) 歳出構造の改革	
① 事業の見直し	
② 特別会計の自立性の促進	
③ 民間事業者等の積極的な活用	
④ 補助金等の整理合理化	
⑤ ライフサイクルコストの軽減を考慮した公共施設の整備	
(3) 主要3基金の残高確保	
① 財政調整基金	
② 公共施設整備基金	
③ 市債管理基金	
(4) 将来負担の圧縮	
5. 予算執行のルール	5

1. ガイドライン策定にあたって

(1) ガイドライン策定の目的

本市では、持続可能な財政運営を図る観点から、財政基盤を強化しつつ、市民ニーズに的確に対応するべく各種施策を積極的に展開してきたところであるが、今後は、生産年齢人口の減少に伴い市税収入の増加は期待できない状況にあるほか、公共施設の更新問題への対応が求められている。

このような状況の中で、第5次上尾市総合計画で掲げる将来都市像である『笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお』の実現をめざし、中長期的な施策展開を見据え、市民満足度を高めるべく、予算配分の重点化・効率化を一層推進していくことが必要である。

そのためには、安定的かつ健全な財政基盤を確立し、維持していくことが不可欠であり、さらなる財政健全化を推進することによって、未来へつなぐ財政基盤を確立していく必要があることから、上尾市財政規律ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定することにより、財政規律の維持及び向上を図り、もって健全な財政運営に資することとする。

(2) ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、第5次上尾市総合計画と連動し、同計画で定める「財政運営」の進捗を図るべく、予算編成及び予算執行を含めた財政運営全般に関する施策の基本となる事項等を定めるだけでなく、市の各実施計画を策定する上で財政的な指針としての性格を有するものであり、すべての職員は、予算編成及び予算執行に当たって、これを遵守しなければならない。

なお、社会情勢の変化等に対応するため、本ガイドラインは、その都度、見直しするものとする。

2. 本市の現状と課題

(1) 人口構造の変化や公共施設等の更新問題への対応

わが国はすでに人口減少時代に突入しており、国立社会保障・人口問題研究所によると、2100年の人口は、1900年ごろと同程度の4千万人台となることが見込まれ、大幅な減少が推計されている。

本市の人口は、現時点では微増している状況にあるが、同研究所の推計によると、2020年代には減少し始めることが予測され、子どもの数が大きく減少する一方で、高齢者数が大きく増加することが見込まれている。とりわけ高齢者数の増加は全国平均と比較して顕著であり、社会保障関係経費の増加は避けて通れない状況にある。

また、生産年齢人口の減少も全国平均と比較して顕著であり、これは、市税収入の増加が期待できない状況にあることを示しており、歳入予算に占める市税の構成率が高い本市の財政に与える影響は少なくない。

さらに、昭和40年代の人口急増期に整備した数多くの公共施設やインフラは、整備後、既に相当の年数が経過しており、今後は、一斉に、これまで整備してきた資産の更

新時期を迎えることから、本市の財政状況は、より厳しくなることが予想される。

平成26年3月発刊の上尾市公共施設白書によると、本市が保有する公共施設※について、現行の規模を維持し続けると仮定した場合に必要な費用は、40年間で約1,650億円と見込まれている。このほか、インフラについては、精緻な算出は困難であるが、償却年数に到達した際に取得原価で再整備するという前提で試算すると、40年間で約1,500億円と見込まれている。

今後は、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少が見込まれる中で、この資産更新問題に対応しつつ、現状の市民サービスを一定程度維持し、かつ、人口構成の変化によってますます多様化する市民ニーズに的確に対応していく必要がある。

(2) 財政状況

本市は、これまで、職員数の適正化等による人件費の削減、プライマリーバランスを考慮した市債の借入れ、そして、将来の資産更新を見据えた基金への積み増しなど、将来を見据え財政基盤を強化しつつ、こども医療費の無料化などの子育て施策、小・中学校の耐震補強などの防災体制の強化、駅のバリアフリー化や市街地再開発事業などのまちづくりの推進など、市民ニーズに沿った施策を積極的に展開してきたことから、財政指標のうち経常収支比率はやや高めであるものの、健全化判断比率は早期健全化基準などを大きく下回っている。

このように本市の財政状況は、ストック面では、これまでの財政健全化に向けたあらゆる取組みによって各種財政指標は確実に改善しつつあるが、フロー面では、予算編成において恒常的な財源不足が生じている状況にあり、それを補てんするため、毎年度、財政調整基金等から繰り入れすることにより、予算を編成している状況にある。

今後は、前述したとおり、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少や公共施設及びインフラの資産更新問題への対応に加え、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債の影響による公債費の増加や高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加への対応が必要になることから、継続的かつ安定的な行政サービスを提供していくためには、さらなる財政基盤の強化を図ることが不可欠である。

3. 今後の財政収支の見通し

(1) 中期的な財政収支の見通しの策定

持続可能な財政運営を図るためには、今後の財政状況を見通し、課題を把握した上で、将来の財政運営の健全性を確保していくための方向性を明らかにしていく必要があることから、中期的な財政収支の見通し（以下、「財政見通し」という。）を策定することとする。（資料参照）

なお、財政見通しの期間は5年間とし、社会情勢の変化、地方財政及び税制制度の改定、急激な行政需要の変化に対応するため、毎年度、見直しを行うこととする。

(2) 財政見通しの活用

財政見通しにおける歳入と歳出の乖離が生ずる場合は、地方自治法で規定する「各

会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」という会計年度独立の原則に基づき、歳入の確保や歳出の抑制等に向けた取組みを果敢に実行することにより、そのかい離の縮小に努めなければならない。

4. 予算編成のルール

(1) 歳入の確保

① 使用料・手数料等の適正化（受益者負担の原則）

特定の行政サービスの受益者に負担していただく使用料、手数料及び負担金等については、そのサービスに係るコストや社会経済情勢等を踏まえ、不断に見直しを行うこととする。

② 事業の拡大・創出における財源確保の原則化

事業の拡大、または、新たな事業の創出に当たっては、あらかじめ、その事業を実施する目的及び目標、さらにはその実施のために必要となる手順及びその財源見直しを含めた事業費を明らかにしなければならない。

また、国・県支出金等が廃止された事業について、代替財源等が措置されない場合は、原則として、市費への振替は認めず、当該事業を継続する場合は、従来の制度にとらわれることなく、事業の再構築を行うこととする。

③ 国・県支出金等の積極的な活用

事業の実施に当たっては、国・県支出金等の特定財源の積極的な活用を図ることとし、特に新規事業については、特定財源の有無について精査するとともに、既存事業についても、特定財源を活用する方策がないか、不断に検討していくこととする。

④ 実施計画の策定における財源確保の原則化

各実施計画の策定に当たっては、あらかじめ、その施策の実施のために必要となる手順及びその財源見直しを含めた事業費を明らかにし、財政運営に与える影響について財政課と協議した上で、策定しなければならない。

⑤ 公正な税負担と自主財源の積極的な確保

市税、負担金及び使用料・手数料等については、その徴収率の向上に継続して努めるほか、未収金については、負担の公平性の観点から徴収対策を一層強化するとともに、広告料収入の拡大など自主財源の確保に努めることとする。

(2) 歳出構造の改革

① 事業の見直し

すべての事業については、必要性、効果及び達成度の観点から、不断に見直しを行うこととし、とりわけ、長期間にわたり継続してきた単独事業等については、社会情勢が事業開始時と比較して大きく変化し、すでに所期の目的を達成していると認められる場合は、早急に事業の再構築を図るものとする。

② 特別会計の自立性の促進

特別会計については、「独立採算」または「特定収入による事業の実施」の原則を

踏まえ、国が示す繰出基準等に則した運営が可能となるような財政運営に努めることとする。

③ 民間事業者等の積極的な活用

既存、新規を問わず、すべての事務事業については、質の高いサービスを効率的かつ効果的に提供する観点から、実施主体等を含め不断の見直しを行うこととし、民間事業者等が実施することが、合理的かつ効果的であると認める場合は、積極的にその活用に努めることとする。

④ 補助金等の整理合理化

補助金等については、その趣旨や目的及び効果などに鑑み、必要性及び効果、補助率又は補助金額の適正化等の観点から、不断に見直しを行うものとする。

とりわけ、市単独補助金並びに国・県補助金の上乗せ及び補助対象の拡大等を行っているものについては、その効果等を検証することとする。

⑤ ライフサイクルコストの軽減を考慮した公共施設の整備

公共施設の整備事業に当たっては、事業の効果や施設の規模及び設備内容等について十分検証するほか、施設整備後の維持管理費用などを含めたライフサイクルコストの軽減を考慮した整備に努めることとする。

なお、既存施設の再配置に伴い生み出された未利用地については、積極的に売却を検討することにより、売却益及び固定資産税等の市税収入の確保を図るとともに、資産管理に係る経費の削減を図ることとする。

(3) 主要3基金の残高確保

① 財政調整基金

財政調整基金は、今後の社会変動や緊急課題に的確に対応するほか、将来の償還財源の計画的な確保、金融市場からの信認の一層の向上を図る観点から、年度末の当該基金残高について、標準財政規模の1割程度を維持するよう努めることとする。

② 公共施設整備基金

公共施設整備基金は、今後の公共施設の更新等に対応するためには、一定の基金残高が必要になることから、市債充当率を考慮し、年度末の当該基金残高を当該公共施設における前年度の減価償却累計額の1割程度の額(以下、「目標残高」という。)となるよう努めることとする。

なお、現時点の公共施設整備基金残高とその目標残高には大きな乖離が生じていることから、その圧縮を図るべく、予算の編成及び執行に留意することなどにより、可能な限り基金に積増しするよう努めることとする。

③ 市債管理基金

市債管理基金は、満期一括償還地方債の元金償還に充てるために積立てを行うこととし、年度末の当該基金残高を満期一括償還額の年次割相当額と同程度となるよう努めることとする。

(4) 将来負担の圧縮

未来へつなぐ財政基盤を確立していくため、市債残高について、普通交付税の振替えである臨時財政対策債を除き、引き続き抑制するよう努める。なお、今後予定される大規模な公共施設の更新等への市債活用により、市債残高がやむを得ず一時的に増加せざるを得ない場合も、将来の市民負担に配慮し当該年度の市債借入総額を極力抑制することとする。

また、市が出資等を行う団体については、経営の健全化に努めるべく、自主財源の確保や組織体制及び業務内容の見直しに継続的に取り組むなど、自立性の高い経営を促すこととする。

5. 予算執行のルール

予算執行においては、既成概念に捉われることなく、職員一人ひとりが経営意識と危機感を持ち、事業執行における積極的な創意・工夫により、あらゆる角度から経費の節減を図ることとする。

また、市が実施するすべての事務事業の経費に人件費が含まれていることを念頭に置き、効率的な事業運営を徹底するとともに、事務事業の所期の目的に立ち返り、不必要な事務がないかを検証し、継続的に事務改善を図ることとする。

なお、予算執行のルールについては、毎年度「予算執行等における留意事項」を定め、これに基づき執行することとする。